

試験受験申請添付書類の返却について（お知らせ）

申請頂いています海技試験が不合格であった場合、海技試験申請書に添付している書類（例：科目免除証明書・住民票の写し等）について、申出いただきますと返却が可能です。

次回、海技試験申請を行う場合に科目免除証明書・筆記合格証明書等は添付が必要となりますので、必ず受験種別・受験番号・試験開始日等を明確にして返却の申出をしてください。（住民票の写しは、1年間使用できます。）

【返却時期】

筆記試験のみの場合：筆記合格発表日以降

口述試験まで受験の場合：総合合格発表日以降

関東運輸局 海上安全環境部
船員労働環境・海技資格課 試験係
TEL：045 - 211 - 7232